

平成20年1月27日

(財)全国高体連剣道専門部
各都道府県専門委員 殿

(財)全国高体連剣道専門部
部長 磯部 直



高校剣道における鐧競り合いの抜本的改善について(通知)

標記の件について、全国高体連剣道専門部として平成20年度全国高校総体(埼玉総体)の各都道府県予選より下記のとおり実施いたします。

各都道府県におきましては、下記の<趣旨>および<申し合わせ>と<補足事項>に沿って大会運営(審判)を行うとともに、加盟校に対する指導を徹底されますよう通知いたします。

記

<趣旨>

現在、高校剣道の試合において試合時間の大半を鐧競り合いに費やしている現状がある。その中で不当な鐧競り合いや、中途半端な間合いから公明正大さに欠ける試合行為が多く誘発されている。これを改善するために、①正しい鐧競り合いを徹底させる、②試合時間の大半を「鐧競り合いに費やす試合展開」から「間合いを取り、対峙して攻め合う試合展開」に変えていく。

以上の趣旨に基づいて下記の申し合わせおよび補足事項を策定した。

<申し合わせ>

- 1 試合者は、正しい鐧競り合いの攻防から10秒以内に技を出すか、または、相互に間合いを切って鐧競り合いを解消しなければならない。
- 2 審判員は、不当な鐧競り合いの「反則」を厳密に見極めるとともに、正しい鐧競り合いの攻防が10秒程度続いた場合、時間空費の「反則」または「分かれ」を見極める。(ただし、安易に「分かれ」をかけない。)

<補足事項>

- 1 正しい鐧競り合いとは以下に示す内容とする。これを「正しい鐧競り合いの形」として指導を徹底する。また、試合では「正しい鐧競り合いの形」を審判の判定基準とし、この基準からはずれる場合は不当な鐧競り合いの反則とする。
 - (1)手元が上がった拳競り合いにならないようにし、手元を下げて相互に鐧元と鐧元を合わせて竹刀を交差させる。(このことを試合者同士が相互に努力して行うことを前提とする。)
 - (2)鐧元で竹刀の表鑢を交差させる。(竹刀は右傾前方に傾ける。)
 - (3)瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鑢側での交差に直さなければならない。
(先に裏交差した者や右拳を体の中心より左側において鐧競り合いをする者は反則の対象となる。)
 - (4)鐧競り合いは、相互に鐧元で圧力をかけ合っている状態とする。
(相手の力を故意に吸収して体を密着させる行為は反則の対象となる。)

- 2 鐔競り合いの開始は「正しい鐔競り合いの形」に入ったところからとする。(10秒の対象とする。) 試合者双方が接触してから「正しい鐔競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じるが、そのような試合行為中はまだ鐔競り合いとは見なさない。ただし、そのような試合行為をいつまでも続けて技を出さない、または「正しい鐔競り合いの形」に入らない場合は、「時間空費」または「不当な鐔競り合い」の反則とする。
- 3 正しい鐔競り合いからの引き技およびその引き技に対する瞬間的な応じ技は有効打突となり得る。
- 4 鐔競り合いの解消は次の二通りとする。
 - (1)引き技を出した場合
明確に剣先が触れない位置まで間合いが切れなくとも、鐔競り合いの解消とする。
その直後に再度正しい鐔競り合いとなった場合はそこから10秒を数える。
ただし、1本にする意思がなく時間かせぎのように引き技を繰り返すような試合行為は、「時間空費」の反則とする。
また、引き技に対して技で応じるわけではなく、間合いを詰めて体を密着させたり鐔競り合いに持ち込んだりするような試合行為を繰り返す場合は、「時間空費」の反則とする。
 - (2)お互いに間合いを切って解消する場合
お互いに分かれて、剣先が触れない位置まで間合いが切れた時とする。
- 5 鐔競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに間合いを切って深く分かれることとする。
 - (1)分かれる途中の近間、中間で出した技は有効打突としない。
ただし、正しい鐔競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。
 - (2)お互いに間合いを切ることが前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。
- 6 「分かれ」については、主審が高校生レベルのこう着状態と判断せざるを得ない場合のために、「分かれ」を活用する余地を残した。
 - (1)試合者双方が正しい鐔競り合いで攻防し、分かれようとしているが分かれられない状態と判断せざるを得ない場合「分かれ」をかける。
(ただし、分かれようとする努力がなければ反則となるのでその見極めを厳密に行う必要がある。)
 - (2)〈申し合わせ〉と〈補足事項〉の1から5までを徹底すれば、試合は活性化し実質的に「分かれ」をかける場面はなくなるはずである。そういう意味で安易に「分かれ」はかけないようにする。

以上

「高校剣道における鏢競り合いの抜本的改善について(通知)」の内容に関する解説

＜申し合わせ＞に関して

- 1、＜申し合わせ＞—1が今回の抜本的改善の中核となる。監督(指導者)が趣旨を十分理解し選手(生徒)に対して指導を徹底させることが大前提である。
- 2、＜申し合わせ＞—2は、＜申し合わせ＞—1で指導した内容を選手(生徒)に正しく守らせ実行させるために行う審判の内容である。審判員は審判技術を高め厳正に裁定する責務を負う。
- 3、「鏢競り合いの抜本的改善」を達成させるためには、＜申し合わせ＞—1の「指導」と＜申し合わせ＞—2の「審判」を連携、連動させていくことが重要となる。
そのために、高校剣道を指導する者は監督(指導者)の立場と審判員の立場の一方のみに偏ることなく、双方の立場に立って高校剣道の健全なる発達を図るように努力する必要がある。
- 4、今回の改善策は課題解決のための対処療法である。
従って、高校剣道の鏢競り合いに関わる現状を今後も分析しながら、＜申し合わせ＞および＜補足事項＞は毎年見直し必要に応じて修正していく必要がある。

＜補足事項＞に関して

- 1、正しい鏢競り合いについて
 - ①「正しい鏢競り合いの形」を示し具体的なイメージの共有を図った。
(後日ビデオ等の視聴覚資料を作成し、具体的なイメージの共有を徹底させていく。)
 - ②技を出すための崩しや間のつくりによって「正しい鏢競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。
ただし、そのような試合行為を繰り返すだけで技を出さない場合は、時間空費か不当な鏢競り合いの反則とする。
この場合、その繰り返しの回数や時間は具体的に定めない。主審は今回の改善の趣旨に則り判断する。
 - ③不当な鏢競り合いは、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は試合を中止し合議を行う。
- 2、鏢競り合いの開始と10秒の時間について
 - ①試合者双方が接触してから、「技も出さない」、「正しい鏢競り合いの形」にも入らない場合の時間や回数は具体的に定めない。主審は試合行動の勢いや一連の流れとして適正か否かで判断する。
 - ②正しい鏢競り合いからの引き技を高校剣道から消滅させないために10秒程度の時間を保障した。
 - ③10秒の時間は目安であり、時計等で計測するものではない。従って、審判員は10秒に対する時間感覚をより正確に磨く必要がある。また、試合者も稽古等によって10秒の感覚を身につける必要がある。
 - ④審判員は機械的に10秒を判断するのではなく試合の攻防や流れをよく見極めて、試合者が引き技を出そうとするか、または分かれようとする場合は、10秒程度の裁量の中で試合をそのまま流すかまたは合議をかけるかを判断する。
この場合の合議は、時間空費の反則か否かを判定するものである。(不当な鏢競り合いの反則か否かの合議は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は合議をかける。)

3、鏝競り合いの解消について

- ①お互いに間合いを切って解消する場合、相手の竹刀を裏鎗で制しながら間合いを切ることはあり得る。
- ②鏝競り合いを解消するために分かれようとする試合行為は、「正しい鏝競り合いの形」に入ってから10秒程度に至るまでのどの時点でもよい。
- ③お互いに呼吸を合わせて深く分かれることが前提である。
従って、この間合いを切ろうとしている途中の近間、中間から前に出て間合いをつめたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落としをねらうなどの試合行為は反則とする。
- ④「正しい鏝競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。」ということは、鏝競り合いを解消するために分かれようとする時は気を抜かず、油断しないで相手を制しながら分かれなければならないということになる。
また一方では、分かれようとするその瞬間を引き技の好機として保障した。
- ⑤ライン際近くで分かれる場合、ライン際の試合者は回り込むなどして場外に出ない行動を自分の責任においてとることとする。ライン際の試合者は引かず、相手が一方的に引かなければならないということではない。

以上